

## 板橋区いじめ問題専門委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号。以下「条例」という。）第11条第4項の規定に基づき、板橋区いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 専門委員会は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第2条第2項に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の推進について、審議する。

2 専門委員会は、教育委員会及び条例第2条第4項に定める学校（以下「学校」という。）のいじめの未然防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。

3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、条例第14条に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 専門委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者

2 前項の委員の総数は、7人以内とする。

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、必要と認める者を委員として委嘱し、又は任命することができる。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により委嘱し、又は任命する委員の任期については、教育委員会が別に定める。

(委員長)

**第5条** 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

**第6条** 専門委員会は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、出席委員の過半数で議決したときは、第2条第3項に規定する調査に係る会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見等聴取)

**第7条** 専門委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

**第8条** 専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

**第9条** 専門委員会は、第2条第3項に規定する調査を行うため、調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、委員及び専門調査員の中から委員長が指名する3名以上の者をもって構成する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、調査を掌理し、調査の経過及び結果を専門委員会へ報告する。

(秘密の保持)

**第10条** 委員及び専門調査員は、審議、調査等において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員又は専門調査員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第11条** 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

**付 則**

この規則は、令和2年10月29日から施行する。